

放送コンテンツの製作取引に関する最近の状況等

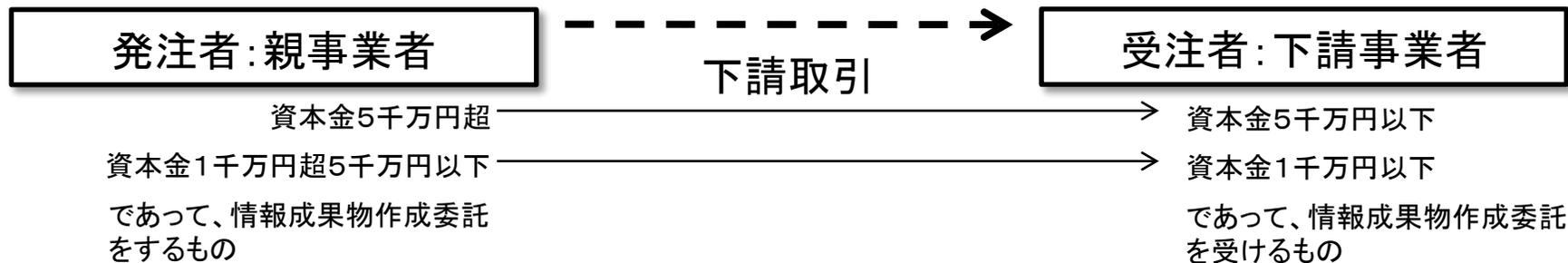
平成30年10月29日
事務局

下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要等

1. 下請法の規制目的と独占禁止法の関係

○下請法は、下請取引(以下の定義に該当する取引)について、親事業者を「優越的地位にある」ものとして定型的に取り扱い、親事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することを目的としている。なお、下請法は、独占禁止法の補完法であることから、以下の下請取引に該当しない場合であっても独占禁止法における「優越的地位濫用」の問題となる可能性がある。

○下請取引の定義(放送コンテンツの制作取引の場合)



2. 下請法の主な概要

【親事業者に対する4つの義務】

- ①下請代金支払日の決定、②発注書面の交付、
- ③遅延利息の支払、④取引に関する書類の作成・保存

【親事業者に対する11の禁止事項】

- ①受領拒否、②下請代金の支払遅延、③下請代金の減額、④返品、⑤買ったたき、⑥購入・利用強制、⑦報復措置、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩不当な経済上の利益の提供要請、⑪不当な給付内容の変更、やり直し

3. 総務省との関係

○平成15年の下請法改正により、「下請取引」に「情報成果物作成委託」として放送コンテンツの制作取引も含まれることとなった。

○総務省では、平成21年に「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」を策定し、放送事業者、放送番組制作会社の双方に、放送コンテンツの制作取引の一層の適正化を促しているところ。

○以下の18の業種において、同様に、下請法を対象としたガイドラインが策定されている。

- ①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・加工品、⑮印刷、⑯アニメーション制作業、⑰食品製造業(豆腐・油揚げ)、⑱食品製造業(牛乳・乳製品)

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の概要

1. 背景

- 下請代金支払遅延等防止法の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、平成21年2月に策定。

2. ガイドラインの目的

- ① 放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上を図り、もって、我が国における放送の発展を目的とする。
- ② 自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善、及び番組製作に携わる業界全体の向上を目指す。

3. 主な内容

- ガイドラインに記載されている10類型

- 1 トンネル会社の規制
- 2 発注書及び契約書の交付、交付時期
- 3 支払期日の起算日
- 4 不当な経済上の利益の提供要請
(著作権の帰属(納入した番組・素材)、窓口業務)
- 5 買ったたき
- 6 不当な給付内容の変更及びやり直し
- 7 放送番組に用いる楽曲に係る製作取引に関する課題
- 8 アニメの製作発注に関する課題
- 9 出資強制に関する課題
- 10 契約形態と取引実態の相違に関する課題

- 望ましい事例

【具体例】

- 企画公募の枠の番組について、放送局は「放送権」のみ購入し、著作権は製作会社に帰属させている
- 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている

- 問題となり得る取引事例

【具体例】

- 発注書の書面交付が行われていない場合があった
- 著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった
- 取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった

※参考:ガイドライン策定18業種

①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・加工品、⑮印刷、⑯アニメーション制作業、⑰食品製造業(豆腐・油揚げ)、⑱食品製造業(牛乳・乳製品)

4. ガイドラインの対象範囲の拡大

地上テレビジョン放送に加え、衛星放送、ケーブルテレビ等を対象範囲に追加(平成29年7月21日改正)

規制改革推進に関する第3次答申～ 来るべき新時代へ～ (平成30年6月4日規制改革推進会議決定) (抜粋) (1)

III 各分野における規制改革の推進

5. 投資等分野

(5) 放送を巡る規制改革 (制作現場が最大限力を発揮できる環境整備)

① 制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善

【a:平成30年度早期に措置、b:平成30年度中に実施、
c,d:平成30年度中に検討を開始し、平成31年度上期に結論、
e,f:平成30年上半期以降継続的に実施、
g:全般的な検討は平成30年度以降。

放送制作現場に係る整理・分析・検討は平成31年上期までに結論】

制作現場の問題は、従来からの課題とされてきたが、**いまだに解決していない**。優越的地位を背景とした放送コンテンツ制作取引上の不当な行為などの問題は、過去に何度も問題とされ、総務省によるガイドラインの整備や公正取引委員会の調査などが行われてきた。しかし、**現実は大きく改善していない**。ここ数年、放送事業を取り巻く環境が厳しい中で、**制作会社にとって価格交渉が従来以上に厳しくなっているとの声もある**。テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書（平成27年7月29日公正取引委員会）によれば、制作会社が制作した番組に関する著作権の無償譲渡や二次利用に伴う収益の不配分などについて、**優越的地位の濫用規制上問題となり得る事例も指摘**されている。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）に抵触するおそれのある事例も散見されるとの指摘もあるが、関係機関による法執行の実績は乏しい。取引に関し、様々な関係者が関わっていることや、取引の内容が多様であることも、問題が長年解決しない要因と考えられる。

また、取引の発注・受注側を問わず、制作現場における過重な労働環境の問題も指摘される。月末1週間の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は、全業種平均7.7%に対し、放送業では12.5%、映像・音声・文字情報制作業では14.3%にのぼる。雇用形態以外のフリーランスのクリエイター、ディレクターなどが同じ現場で入り混じって働く実態も、問題を複雑化している。

したがって、制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善について、以下の措置を講ずる。

規制改革推進に関する第3次答申～ 来るべき新時代へ～ (平成30年6月4日規制改革推進会議決定) (抜粋) (2)

- a 番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査（「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第5版。平成29年7月21日）フォローアップ調査等による実態調査）を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情（外注に際しての価格交渉の実情を含む。）を明らかにする。
- b 制作現場での働き方について、実態調査（メディア業界へのアンケート調査による実態調査）を行う。
- c aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定（法的措置を含む。）に取り組む。
- d aの実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」（受発注双方の業界団体等で構成）で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備（苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。）の必要性を検討する。
- e 独禁法、下請法、労働関連法令につき、厳正な運用を行う。これに関連し、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は放送コンテンツ制作取引におけるこれらの法令の遵守や各行政機関に対する情報提供に関して、放送事業者や制作会社などの取引の当事者に対する研修等を行うなど、積極的な周知を行うこととし、総務省はこれに協力する。また、中小企業庁は放送コンテンツ制作業界を対象とした下請Gメンによるヒアリングに早急に着手する。
- f aの実態調査の結果を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。
- g 放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、総務省の協力を得て、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）における主な関連項目（抜粋）

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）

Ⅱ 分野別実施事項

6. 投資等分野

（5）放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	
25	制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善	a	番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査（「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第5版 平成29年7月21日）フォローアップ調査等による実態調査）を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情（外注に際しての価格交渉の実情を含む。）を明らかにする。	平成 30 年度早期に措置
		b	制作現場での働き方について、実態調査（メディア業界へのアンケート調査による実態調査）を行う。	平成 30 年度中に実施
		c	aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定（法的措置を含む。）に取り組む。	平成 30 年度中に検討を開始し、平成 31 年度上期に結論
		d	aの実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」（受発注双方の業界団体等で構成）で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備（苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。）の必要性を検討する。	平成 30 年度中に検討を開始し、平成 31 年度上期に結論
		e	独禁法、下請法、労働関連法令につき、厳正な運用を行う。これに関連し、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は放送コンテンツ制作取引におけるこれらの法令の遵守や各行政機関に対する情報提供に関して、放送事業者や制作会社などの取引の当事者に対する研修等を行うなど、積極的な周知を行うこととし、総務省はこれに協力する。また、中小企業庁は放送コンテンツ制作業界を対象とした下請Gメンによるヒアリングに早急に着手する。	平成 30 年上半期以降継続的に実施
		f	aの実態調査の結果を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。	平成 30 年上半期以降継続的に実施
		g	放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、総務省の協力を得て、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。	全般的な検討は平成 30 年度以降

「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」について

中小企業・小規模事業者の活力向上のための 関係省庁連絡会議

議長: 内閣官房副長官(参)

議長代理: 厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
経済産業大臣の指名する経済産業副大臣

副議長: 内閣総理大臣補佐官(政策企画担当)

内閣官房副長官補(内政担当)

主査: 公正取引委員会事務総長
中小企業庁長官

構成員: 内閣官房内閣審議官
(内閣官房副長官補(内政担当)付)

警察庁生活安全局長

金融庁監督局長

総務省大臣官房長

法務省入国管理局長

国税庁次長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)

農林水産省食料産業局長

国土交通省総合政策局長

環境省環境再生・資源循環局長

下請等中小企業の取引条件改善 に関するWG(WG①)

座長: 内閣総理大臣補佐官(政策企画担当)

主査: 中小企業庁長官

構成員: 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(内政担当)付)

公正取引委員会事務総局経済取引局長

警察庁生活安全局長

総務省情報流通行政局長

国税庁次長

厚生労働省労働基準局長

農林水産省食料産業局長

国土交通省総合政策局長

環境省環境再生・資源循環局長

中小企業・小規模事業者の 最低賃金引上げ力WG(WG②)

中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・ 生産性向上と人材確保に関するWG(WG③)

◎親会・WG①の開催実績(平成30年10月現在)

○中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議(親会)

第1回 平成29年 9月 1日 会議の設置

第2回 平成30年 1月11日 ワーキンググループ(下請取引、最低賃金、長時間労働各WG)の検討状況報告

○下請等中小企業の取引条件改善に関するWG(WG①)

第1回 平成29年 9月28日 会議の設置

第2回 平成29年12月21日 自主行動計画の取組状況、新たな下請ガイドライン策定の進捗状況報告

第3回 平成30年 3月28日 自主行動計画の取組状況報告(警備業、放送コンテンツ業(→総務省から報告)、産業機械・工作機械業、流通業)、新たな下請ガイドライン策定の進捗状況報告(食品製造業(牛乳・乳製品))

第4回 平成30年 6月 4日 下請等中小企業の取引条件改善に関する報告(流通業、放送コンテンツ業(→総務省から報告))

第5回 平成30年 10月15日 下請等中小企業の取引条件改善に関する報告(警備業、放送コンテンツ業(→総務省・経産省から報告)、食品業)

視聴環境の変化

- スマートフォン・タブレットの普及、テレビの高機能化（ネット接続・高精細）など、視聴デバイスが多様化
- OTT事業者（Hulu,Netflix,Amazon,DAZN等）の動画配信市場への参入拡大（国内動画配信市場 2015年：1,531億円 → 2020年：2,048億円）

諸外国の動向

- 米国、欧州では、見逃し配信と組み合わせて展開。多チャンネルサービスも出現（YouTubeTV(米)、TVplayer(英)）
- 新たな広告需要獲得のため、視聴データを活用したアドレスブル広告を行う取組が進められている

2020年代に向けて、放送コンテンツが円滑に流通していくための環境整備が必要

放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークに関する検討

モバイル同時配信

- 実証事業などを通じて、ネット同時配信を行うために必要な配信システム機能の共通化の検討を進め、ローカル局を含めた多くの放送事業者がネット同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備
- トラフィックが急増した場合の対応について、放送事業者と通信事業者などのステークホルダー間の連携体制構築を支援

テレビ向け4K同時配信

- 規格・推進団体が中心となり、必要な技術仕様の策定、人材育成支援等を行えるよう支援
- ユニキャストやマルチキャストなど異なる方式で4K映像を安定的かつ効率的に配信できる方策の検討を促進

視聴データ利活用

- 視聴データを地域経済や地域社会に利用・還元できる仕組みや複数の放送事業者が視聴データを円滑に共有するためのルール作り、視聴者の安全安心を確保するためのルール作りを支援

放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保に関する検討

同時配信の権利処理

- 権利者団体は、商業用レコードのアウトサイダーへの対応策として、文化庁の実証事業を活用しながら、権利情報の集約化及び委任範囲の拡大に取り組む
- 放送事業者及び権利者団体等における取組状況を踏まえ、継続的な検討に向けた体制を整備

放送コンテンツの製作取引

- ガイドラインの周知・啓発の徹底、取引実態の調査の実施、ガイドラインの見直し、外部有識者から構成される新たな推進体制の整備、民間主体の推進協議会における自己点検の実施を行う

（1）最近の主な取組

総務省の取組

- ①ガイドラインの適用対象拡大（衛星放送、ケーブルテレビ等を追加）
- ②ガイドラインのフォローアップ調査の実施
- ③放送事業者・製作会社向け講習会等の実施

民間の取組

- ①放送コンテンツ適正取引推進協議会（平成29年6月設立）による推進計画（テキスト作成・周知・広報等）の策定
- ②関係団体等による研修会・講習会の実施

（2）現状と課題

総務省によるガイドラインのフォローアップ調査の回答によれば、「著作権の帰属※」や「取引価格の決定」等に関する事前協議の有無について、放送事業者と番組製作会社の間で依然として大きな認識の相違があるという結果がみられた。

※番組製作会社が製作したコンテンツの二次利用に関する著作権の取扱い

（参考）総務省フォローアップ調査結果（平成29年度）抜粋

- 「著作権の帰属」に関する事前協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった等と回答した者の割合
放送事業者：9.1%、番組製作会社：33.1%
- 「取引価格」の決定について事前協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった等と回答した者の割合
放送事業者：0.9%、番組製作会社：27.2%

（3）今後取り組むべき事項

【ガイドラインの周知・啓発の徹底】 業界団体未加盟者※に対する周知・啓発、社内の実務担当レベルまでの浸透

※総務省のフォローアップ調査に対して回答のあった製作会社（265社）の約半数が団体未加盟者

【取引実態の調査の実施】 ヒアリングなどによる実態調査を全国で定期的に実施

【ガイドラインの見直し】 取引実態の調査結果から課題の要因を明らかにしてガイドラインに反映

【推進体制の整備】 外部有識者から構成される体制を総務省に設置し、調査結果の分析・評価、ガイドラインの見直し等を推進

【民間主体の推進協議会における自己点検の実施】 翌年度の推進計画への反映